

# 平成26・27年度

## 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、保険料の上昇をできる限り抑制するため、愛媛県財政安定化基金を活用することとした上で、平成26・27年度の保険料を改定しました。

### ■平成26・27年度保険料（1人当たり：年額）

	26・27年度	24・25年度
均等割額	45,231円	44,194円
所得割率	9.05%	8.72%
限度額	570,000円	550,000円

### ■保険料（年額）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

保険料(年額)	均等割額	所得割額
○限度額 57万円 ○10円未満 切捨	45,231円	被保険者の前年所得から基礎控除（33万円）後の総所得金額×9.05%

※保険料の計算方法 1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

### ■保険料の負担軽減を継続

#### ○所得の低い方の軽減

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。今回から、2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。また基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額を5割軽減します。

#### ○被用者保険の被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

### ■年金収入ごとの保険料（単身世帯の一例：年額）

年金収入	軽減割合	26・27年度	24・25年度	増額分
80万円	均等割9割軽減	4,520円	4,410円	110円
150万円	均等割8.5割軽減	6,780円	6,620円	160円
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	57,450円	55,840円	1,610円

※収入の種類や金額によって軽減割合は異なります。詳細は、お問い合わせください。

### ■社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

みんなで支える  
後期高齢者医療制度



### ■平成26年度の保険料決定とお知らせの時期について

西条市では、平成26年度の保険料を7月中旬に、被保険者の皆さまへお知らせする予定です。

■問合せ ○愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL089-911-7733  
○市庁舎新館1階 国保医療課医療係 TEL0897-52-1212